

1 「個別の教育支援計画」の目的と法的根拠

(1) 目的

障害のある子ども一人一人のニーズを正確に把握し教育の視点から適切に対応していくという考え方の下、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後までを通じて一貫して的確な支援を行うことを目的としています。（文部科学省）

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/054/shiryo/attach/1361230.htm

(2) 法的根拠

特別支援学校、特別支援学級、通級指導を受けている児童生徒に対しては、学習指導要領により作成は義務化されています。また、通常の学級に在籍している障がいのある児童生徒（通級による指導は受けていない）についても、個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成と活用に努めることとされました。

小学校学習指導要領第1章総則（第4の2の(1)のエ）

エ 障害のある児童などについては、家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で児童への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成し活用することに努めるとともに、各教科等の指導に当たって、個々の児童の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用することに努めるものとする。特に、特別支援学級に在籍する児童や通級による指導を受ける児童については、個々の児童の実態を的確に把握し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、効果的に活用するものとする。

※中学校学習指導要領第1章総則（第4の2の(1)のエ）参照

※特別支援学校学習指導要領第1章総則（第5の1の(5)）参照

新潟市では、「障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例（平成28年4月1日施行）」において、個別の支援計画作成による配慮の把握と支援の実施が義務となりました。

条例の4つのポイント

1 条例の目指す社会

- 障がいのある人もない人も、新潟市に住んでいる誰もが生き生きと安心して暮らせる共に生きる社会（共生社会）の実現を目指します。

2 障がいを理由とした差別の禁止

- 障がいを理由とした差別（不利益な取り扱い・合理的配慮の不提供）を禁止しています。

3 市民の理解の促進

- 障がいや障がいのある人に対する理解を深めるとともに、障がいのある人との交流を深めるよう、努めます。

4 相談体制と助言・あっせん、勧告、公表の仕組み

- 差別を受けた場合は、誰でも専門の窓口で相談することができます。



不利益な取り扱いとは・・・

正当な理由がないのに、障がいがあるということ、障がいのある人を区別・排除・制限すること、障がいのない人に対しては付けない条件を付けること（障がいのない人と異なる取り扱いをすること）をいいます。



社会的障壁の具体例

3cm程度の段差でも、車いすは通れません。

合理的配慮の不提供とは・・・

障がいのある人から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合、または意思の表明がなくても配慮が必要ことが分かった場合などにおいて、「社会的障壁」を取り除く合理的な変更や調整を行わないこと（大きな負担が生じる場合は除く）をいいます。



合理的配慮の好ましい例

視覚障がいのある人に
対し、書籍などの内容を
確認しながら説明する。

2 「個別の教育支援計画」の作成手順とポイント

「個別の教育支援計画」は、支援を組織的・継続的に行うためのツールです。

「個別の教育支援計画」には、多くの関係者が関与することから、保護者の同意を事前に得るなど個人情報の適切な取扱いに十分留意することが必要です。

支援を必要とする子どもがもっている「長所・強み」に着目し、可能性を引き出し、本人がもっている力を発揮させていく視点(エンパワメント)を取り入れることが大切です。作成する際には、子どもたちがもっている「長所・強み」を大事にしながら、将来に向けた計画を立て、実践に結び付けていくことが大切です。そのためにも、本人、保護者と十分に対話を重ね、本人、保護者の思いや願いを個別の教育支援計画に反映させていきましょう。学校が中心となって、本人・保護者の願いを踏まえつつ、将来を見据えた長期的な視点に立ち、関係者（機関）による複数の視点で作成されることが大切です。関係者と必要な情報を共有しながら作成することで、それぞれの役割の明確化にもつながります。

	作成手順	内 容	方 法
(本人・保護者の計画作成への同意)			
①	児童生徒の実態把握	願い、障がいや特性による困難な状況、支援の内容、生育歴、相談歴などを把握します。	・(前年度引継ぎ資料) ・入学支援ファイル ・本人、保護者面談 ・担任による見とり ・「アセスメント」
②	実態に即した指導目標の設定	把握した実態に即して、長期短期目標を設定します。	・「目標の文例」
③	具体的な教育的支援内容の明確化	目標に即して、教育的支援内容（合理的配慮等）を明示します。	・「合理的配慮の文例」
(本人・保護者の合意形成)			
④	評価	本人の様子を踏まえ、必要に応じて、個別の教育支援計画の見直しを行います。	・「個別の教育支援計画等作成支援システム」

※ 網掛けは「個別の教育支援計画等作成支援システム」の機能

※ 参考：文部科学省 「個別の教育支援計画について」

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/054/shiryo/attach/1361230.htm

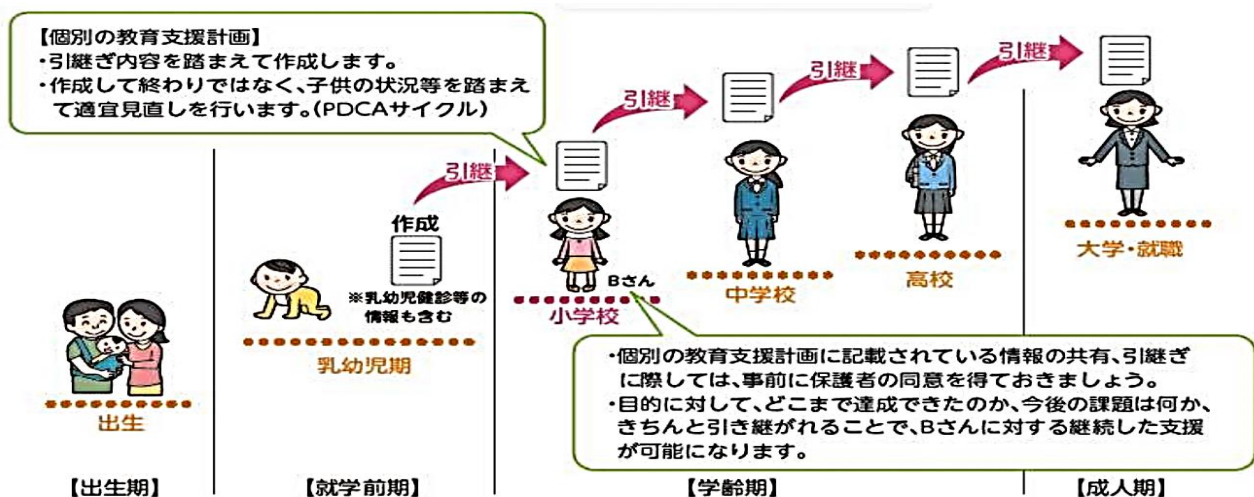
- ・願いや要望は本人保護者の文言を記入。
- ・「～しない」ではなく、「～してほしい」という表記にしましょう。
- ・肯定的表現で記載。
- ・資料がある場合、資料名を記入し、その資料も活用できるようにします。
- ・願いに向かい、実態に即した長短期目標、具体的な合理的配慮内容を記載します。
- ・保護者が、内容や情報共有に了承し、署名します。

3 「個別の教育支援計画」活用のポイント

「個別の教育支援計画」は、願い、障がいによる困難な状況、支援の内容、生育歴、相談歴など、子どもに関する事項について、本人・保護者も含めた関係者で情報共有するためのツールです。支援を必要とする子どもは、学校生活だけでなく家庭生活や地域での生活を含め、長期的な視点で幼児期から学校卒業後までの一貫した支援を行うことが重要です。

※平成 30 年 8 月の学校教育法施行規則の一部改正により、学校が作成する個別の教育支援計画の活用推進に向けて、「個別の教育支援計画の作成時のみならず、当該計画を活用しながら、日常的に学校と保護者、関係機関等とが連携を図ることが望ましいこと。」と示されています。新潟市では、「個別の教育支援計画」の活用推進のために支援者との情報共有を進めています。

担任が変わった場合でも、教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容が共有され、切れ目なく確実に引き継がれるよう努めていくことが重要です。



ポイント 1：校内体制

校内外の関係者の意見を集約して円滑な計画策定が可能となるよう、校内において計画作成委員会（仮称）のような組織を設けるなど組織体制の整備を図る。

ポイント 2：福祉、医療、労働等との連携

教育以外の分野との連携が円滑に行われるよう日常的な関係機関間の連携が重要であり、教頭や特別支援教育コーディネーター及び関係機関の協力部署及び担当者の明確化を図るなど地域内での連携システムを構築する。特に、他分野で個別の支援計画が作成されている場合は、それらとの連携や接続を図り、一人一人の子どもに応じた総合的な支援計画にしていくことが重要である。

ポイント 3：保護者の参画

児童生徒への適切な教育的支援を行う場合に、保護者は重要な役割を担うものであり、「個別の教育支援計画」の作成作業においては、保護者の積極的な参画を促し、計画の内容について保護者の意見を十分に聞いて計画を作成又は改訂することが必要である。

4 「個別の教育支援計画」の「相談記録」

「個別の教育支援計画」を活用するためには、学校生活の中で行われた合理的配慮について振り返り、有効性を確認したり、別の合理的配慮を考えたりする必要があります。

保護者と定期的に振り返りのための機会を設け、情報交換を行いましょう。相談の内容は記録します。変更した内容は、必ず校内で共通理解しましょう。

年間評価・引継ぎ			作成日：
支援の目標			
長期目標		評価・振り返り	
短期目標		評価・振り返り	
↑			
支援の目標に向けた、支援の内容			
学校での支援内容		家庭・関係機関での支援内容	
			評価・振り返り
保護者の要望		家庭	
合理的配慮		関係機関	

相談した内容や変更点等を記録します。

効果が認められた合理的配慮については、継続することを明記しましょう。

相談、振り返り際には、次のような視点を設けると具体的に相談できます。

- ・ 子どもの様子がどう変容したか。
- ・ 合理的配慮の内容や方法は適切であったか。
- ・ 目標設定、課題の内容は適切であったか。
- ・ 校内で支援の内容や方法が共通理解され、実施されていたか。
- ・ 必要に応じ、専門機関との連携がなされていたか。



5 「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」の違いは？

「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」について、学習指導要領解説「総則編」では、以下のように説明しています。

「個別の教育支援計画」	「個別の指導計画」
平成 15 年度から実施された障害者基本計画においては、教育、医療、福祉、労働等の関係機関が連携・協力を図り、障害のある児童の生涯にわたる継続的な支援体制を整え、それぞれの年代における児童の望ましい成長を促すため、「個別の支援計画」を作成することが示された。この「個別の支援計画」のうち、幼児児童生徒に対して、教育機関が中心となって作成するものを、「個別の教育支援計画」という。	「個別の指導計画」は、個々の児童の実態に応じて適切な指導を行うために学校で作成されるものである。 「個別の指導計画」は、教育課程を具体化し、障害のある児童生徒など一人一人の指導目標、指導内容及び指導方法を明確にして、きめ細やかに指導するために作成するものである。

「個別の教育支援計画」：願い、障がいによる困難な状況、支援の内容、生育歴、相談歴など、子どもに関する事項について、本人・保護者も含めた関係者で情報共有するためのツールです。

「個別の指導計画」：子どもの実態に応じて適切な指導を行えるよう、一人一人の指導目標、指導内容及び指導方法を明確にしたものです。

文部科学省では次のように説明しています。

「個別の教育支援計画」	障害のある児童生徒の一人一人のニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考えの下、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後までを通じて一貫して的確な教育的支援を行うことを目的とする。
「個別の指導計画」	一人一人の教育的ニーズに対応して指導の方法や内容の明確化を図るものであり、学校でのきめ細かな指導を行うために今後とも有意義なものとする。
＜両者の関係＞ 乳幼児期から学校卒業後までを通じて長期的な視点で作成される「個別の教育支援計画」を踏まえ、より具体的な指導の内容を盛り込んだものとして作成される。 （参考 1 「個別の教育支援計画」について 初等中等教育局特別支援教育課） https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/054/shiryo/attach/1361230.htm	

つまり、「個別の教育支援計画」の方針をふまえて、具体的な支援のための「個別の指導計画」が作成されることとなります。

6 「個別の教育支援計画」の取り扱いと管理

(1) 個人情報の保護

「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」を作成する際に、児童生徒の障がいの状況や家庭生活の様子等の個人情報を収集することとなります。

個人情報の収集や活用にあたっては、「個人情報の保護に関する法律」(7【資料】(3))を確認ください。

(2) 情報共有と保管・管理

「個別の教育支援計画」は、保護者と十分に話し合いながら作ります。保護者や関係機関から収集した情報は、指導目的以外には使用しません。また、「個別の教育支援計画」は、本人と保護者以外には非公開とし、指導上必要な場合には、保護者の同意のもと連携機関に必要な内容を提示します。

個別の教育支援計画は、学校保管1部、保護者保管1部とし、必要に応じて連携機関との支援に活用します。学校では、施錠できる場所に保管し、情報の流出がおこらないようにします。コンピュータ使用については、「新潟市立学校におけるコンピュータ取扱い基準」(7【資料】(4))を厳守して取り扱うようにしましょう。



7 【資料】

(1) 「個別の教育支援計画」作成上、参考となる情報

すべてを記載する必要はありません。必要な情報を精選しましょう。

情報の種類	具体的な内容例
家庭生活に関する情報	・ 家族構成、保護者勤務先、平日の下校後または休日の世話人 ・ 兄弟の学校、担任 ・ 在宅支援ヘルパー等の活用
余暇・地域生活に関する情報	・ 放課後支援サービスの活用状況 ・ スポーツクラブ、音楽教室、塾など ・ 移動支援、休日のガイドヘルプの活用 ・ 地域でよく行き来している友だち ・ 障がい者サークル、ボランティア等の活用
医療に関する情報	・ 受診歴、診断歴（乳児健診、3歳児検診、幼児療育センターの活用歴等） ・ 主治医（小児科、精神科等）
福祉に関する情報	・ 児童相談所の相談、手帳の有無、種類、等級 ・ ショートステイ、レスパイトサービス等利用先 ・ 市区障がい福祉担当、福祉センター等の担当者
就学前に関する情報	・ 幼稚園・保育所、幼児相談機関の担当、担当保健師
教育に関する情報	・ 個別の指導計画 ・ 就学支援委員会の判断、サポートセンターの活用状況 ・ 就学奨励費の活用、進学・進路希望
就労・労働に関する情報	・ 現場実習先 ・ プレジョブ支援機関担当
その他	・ NPO法人、親の会などの所属、地域の子育て支援サークル ・ 研究機関、大学、心理学専門家との連携

(2) サービス・活動に関する用語

在宅支援ヘルパー	自宅での入浴、排せつ、食事等の介護や家事の援助を行う。
ガイドヘルプ	同行援護（視覚障がいのある障がい者等に外出時の支援）、行動援護（外出時に危険を回避するための支援）、移動支援（社会生活上必要不可欠な外出のための支援）など
障がい者手帳	身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の3種類がある。所持している方は、法律によって、障がい福祉サービスや援助を受けることができる。手帳がなくても利用できるサービスもある。
ショートステイ	自宅の介護者が病気の場合などに住所施設において短期的に介護をする。
レスパイトサービス	障がいのある子どもをもつ親・家族を一時的に介護から解放することにより心身の疲労を回復させる。

(3) 個人情報の保護に関する法律（令和五年法律第七十九号による改正） 抜粋

（利用目的の特定）

第十七条 個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。

2 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

（利用目的による制限）

第十八条 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

2 個人情報取扱事業者は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一 法令（条例を含む。以下この章において同じ。）に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

（不適正な利用の禁止）

第十九条 個人情報取扱事業者は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

（データ内容の正確性の確保等）

第二十二条 個人情報取扱事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。

（安全管理措置）

第二十三条 個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(4) 新潟市立学校におけるコンピューター取扱基準

(目的)

第1 この取扱基準は、「新潟市個人情報保護条例」「新潟市個人情報保護条例施行規則」に基づき、新潟市立学校における教育用コンピュータ及びインターネット利用について必要な事項を定めたものである。

(管理責任者)

第2 学校における教育用コンピュータ及びインターネットに関わる管理責任者は、校長とする。

(取扱責任者)

第3 校長は、学校内の教育用コンピュータ及びインターネットの扱いについて、校内の教員の中から取扱責任者を任命する。

第4 取扱責任者は、学校内の教育用コンピュータ及びインターネットのデータ管理及び運用に関する調整を行う。

(教育用コンピュータ及びインターネット利用の目的)

第5 新潟市立学校の教育用コンピュータ及びインターネットは、児童・生徒の学習活動、児童・生徒の学習を支援するための処理業務、及び教務事務に使用する。

(個人情報の保護)

第6 インターネットに関するホームページ及び十分にセキュリティ対策を施したシステム内部で管理するデータベースまたはファイルを除き、コンピュータ処理に係わる個人のデータは、取り外し可能な記憶媒体に保管すること。また、必要以上の複製は行わないこと。

第7 児童・生徒に関わる個人情報を有する記憶媒体、プログラム及びデータは、校長が特に必要と認める場合を除いて学校外に持ち出してはならない。

第8 職務の必要上入手した児童・生徒氏名、住所、生年月日、保護者氏名、電話番号、及び成績等に関するデータを入力した記憶媒体は、関係者以外が不用意に見ることのできないような方法で保管すること。

第9 日常の学習活動に使用する記憶媒体は、関係者以外が不用意に見ることのできないような方法で保管すること。

(パスワードの設定)

第10 職務の必要上入手した児童・生徒氏名、住所、生年月日、保護者氏名、電話番号、及び成績等に関するデータを入力した記憶媒体や個人情報を含む日常の学習活動に使用する記憶媒体にアクセスするにはパスワードを設定し、アクセスを行う。

(著作権の保護)

第11 プログラムやデータ等の複写は、図書等の著作権保護に関する法律に触法する場合、これをしてはならない。

(データの廃棄)

第12 不要になったデータは、必ず復元できない状態で記憶媒体を破棄すること。

(インターネットの利用)

第13 インターネットを利用するにあたっては、その教育的効果を十分配慮し、以下に定める基準に基づき、運用するものとする。

(ホームページの運用)

第14 新潟市立学校のホームページに掲載された情報については校長がその責任を負う。

第15 新潟市立学校の作成したホームページに対する他からのリンクについては、校長が許可を与える。

第16 新潟市立学校のホームページから他のページへのリンクは、教育的効果を十分配慮し、設定するもの

とする。

（有害情報の防止）

第 17 有害情報等が含まれると判断されるホームページへのリンクを設定してはならない。

第 18 児童・生徒用のコンピュータには有害情報防止ソフトを必ず使用し、インターネット接続を行う。また、有害情報防止ソフトは勝手にはずしてはならない。

（インターネット利用上の個人情報の保護）

第 19 新潟市立学校作成のホームページ上に、個人情報である児童・生徒の写真や、絵画、作文を掲載する場合は必ず児童・生徒本人及び保護者の承諾をとること。

第 20 インターネットを利用するに当たっては、個人情報及びデータ等の保護に努めるものとする。個人情報を含むデータは十分にセキュリティ面を考慮したサーバーに置くか、もしくはフロッピーディスク等の記憶媒体に保存して管理する。管理の方法については、本基準の第 6 から第 10 に従う。（電子メール）

第 21 電子メールの利用については、個人のプライバシーを侵害しないように十分配慮すると共に、本基準の第 19 及び第 20 に従って個人情報の保護に努めること。

第 22 教育上得た様々なデータや個人情報の管理は本基準の第 6 から第 10 に従う。

（目的外利用）

第 23 インターネットは教師や児童・生徒個人の目的のために使用してはならない。

（利用時間の制限）

第 24 インターネットの利用は、新潟市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が定めた予算の範囲内で行う。

（パスワード、ログの管理）

第 25 インターネット接続のためのパスワードや個人情報保護のためのパスワード及びログの管理は本基準の第 6 から第 10 に従う。

（インターネット利用状況の報告）

第 26 教育委員会は、インターネットの利用状況について、必要に応じて、校長に報告を求めることができる。

（本基準の変更）

第 27 本基準は、新潟市及び教育委員会の関連法令が変更された場合、並びに学校教育におけるインターネット利用に見直しの必要が生じた場合、それに従って変更するものとする。

（委任）

第 28 この基準の施行に関し必要な事項は、教育委員会に委任する。

（教育用コンピュータ以外のコンピュータの取扱）

第 29 教育用コンピュータ以外の学校内で使用する他のコンピュータで個人情報を取り扱う場合についても本基準の第 6 から第 10 までを適用する。

附 則

- 1 この基準は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この基準は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 この基準は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。